

【重要なお知らせ】休眠預金等活用法に関するお客様へのお知らせ

当組合では、2018年1月に施行されました、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（休眠預金等活用法）に基づき、お客様からお預かりしている長期間異動がない預金（「休眠預金等」）について、預金保険機構に移管いたします。

「休眠預金等」の定義については、下記のとおりです。

なお、預金保険機構へ移管されました預金につきましては、お客様のご請求により、所定のお手続き(※)を経て、いつでも払戻いたします。

※ ご請求にあたっては、ご本人さまの預金であることを確認するため、本人確認書類をご提出いただく必要がございます。

【休眠預金等の定義】

- 「休眠預金等」とは、預金等であって当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過したものをいいます。
- 「預金等」とは、預金保険制度の付保対象となっている預金をいいます。

休眠預金等の対象となる預金等	休眠預金等の対象とならない預金等
・当座預金 ・普通預金 ・別段預金 ・定期預金 ・貯蓄預金 ・納税準備預金 ・通知預金 ・定期積金 ・後見制度支援預金 ・金銭信託（元本補償のもの） ・金融債（保護預かりのもの） 等	・財形貯蓄預金 ・マル優預金口座 ・仕組み預金 ※施行規則3条により預金等から除外 ・外貨預金 ・譲渡性預金 ・金融債（保護預かりなし） 等

※上記「預金等」には当組合が取扱いしていない預金等を含みます。

- 法令等で定める「最終異動日等」とは、預金等に係る次に掲げる日のうち最も遅い日をいいます。

- ① 異動が最後にあった日（入出金、振込、通帳記帳、預金者等の残高確認 等）
- ② 預金等に係る債権の行使が期待される日（期間の定めのある預金等）
- ③ お客様への通知発送日（宛所不明等で返送されなかった場合に限り）
- ④ 預金等に該当することとなった日（金融機関が破綻・合併等により、預金等の債務承継があった日）

※なお、当組合では上記②「預金等に係る債権の行使が期待される日」のうち、休眠預金等活用法施行規則第5条1項3～5号に規定する、下記に掲げる日を最終異動日として取り扱わないことといたします。

- ・法令、法令に基づく命令もしくは措置又は契約により債権の支払いが停止された預金等について、支払の停止が解除された日
- ・強制執行、仮差押え又は国税滞納処分の対象となった預金等について、当該手続きが終了した日。
- ・法令又は契約に基づく振込みの受入れ、口座振替その他入出金が予定されている、又は予定されていた（入出金を信用組合が把握できる場合に限り）預金等について、当該入出金が行われた日（又は行われないことが確定した日）。

- 「異動」とは、当該預金等に係るお客様等がする引出、預入、振込その他の事由をいい、次に記載する「異動にあたるお取引一覧表」のお取引が該当します。

異動にあたるお取引一覧表

全金融機関共通の異動事由	当組合が認可を受けている異動事由
① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）。 ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）。 ③ お客様から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく「公告」の対象となっている場合に限ります。）。 (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性 (b) お客様が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地	① お客様からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳がなかった場合を除く。）もしくは繰越があったこと。ただし、当該異動事由に該当する預金種類等は次に記載する「預金種類別の異動事由該当可否一欄」のとおりとします。 ② お客様からの残高の確認があったこと（ＡＴＭによる残高照会（ただし、平成 31 年 3 月 10 日午前 7 時以降に照会したものに限ります。））。 ただし、残高照会に係る異動事由に該当する預金種類等は次に記載する「預金種類別の異動事由該当可否一欄」のとおりとします。 ③ 総合口座預金規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと（ただし、平成 31 年 3 月 10 日午前 7 時以降に異動が発生したものに限ります。）。 ただし、当該異動事由に該当する預金種類等は次に記載する「預金種類別の異動事由該当可否一欄」のとおりとします。

預金種類別の異動事由該当可否一覧

預金種類	認可事由①	認可事由②	認可事由③
	預金通帳・証書の発行、記帳、繰越	ＡＴＭによる残高照会	総合口座等に含まれる他の預金等の異動
普通預金	○	○	○
貯蓄預金	○	○	×
納税準備預金	○	×	×
通知預金	○	×	×
自由金利型定期預金（Ｍ型） （スーパー定期預金）	○	×	○
自由金利型定期預金（大口定期）	○	×	○
自由金利期日指定定期預金	○	×	○
変動金利定期預金	○	×	○
積立定期預金	○	×	×
定期積金（スーパー積金）	○	×	×
後見制度支援預金	○	×	×

※認可事由②はキャッシュカードによる取引となります。